



国分寺市監委告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年度第1回定期監査及び平成30年度財政援助団体監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和元年12月26日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 橋 良 子



国政情収第 1145 号

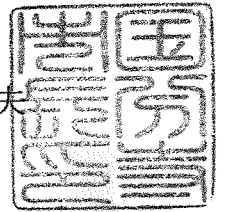
令和元年 12 月 5 日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様

高 橋 良 子 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



平成 30 年度定期監査の結果に関する報告書の提出について（報告）

平成30年12月27日付け国監発第35号で提出された監査の結果に基づき，別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成 30 年度第 1 回定期監査の結果に関する報告書

1 備品管理について（市政戦略室・情報管理課）

特に手続を取らずに他課に貸出しを行っているもの、備品一覧上廃棄となっている備品で実物が廃棄されていないものが見受けられた。国分寺市物品管理規則に基づき適正に処理されたい。

（措置内容）

他課に備品を貸出す場合は、国分寺市物品管理規則第 17 条の規定に基づき、他課より借用書の提出を受けるよう改めました。なお、現在、貸出しをしている備品はありません。（市政戦略室）

当該備品（ビデオ内蔵型テレビ）を家電リサイクル法に基づき処分しました。（情報管理課）

2 情報公開サイトについて（情報管理課）

市ホームページの公文書目録検索において、公文書件名が平成 28 年 10 月以降公開されていないことが確認された。国分寺市情報公開条例第 20 条に基づき適正に処理し、速やかに公開されたい。

（措置内容）

国分寺市情報公開条例第 20 条の規定を適正に履行するため、公文書件名の公開事務を改めました。

3 公文書公開請求について（情報管理課）

電子申請により到達した公文書公開請求について、到達日の翌日から起算して 7 日以内に公開するか否かを決定するところ、7 日以上経過してからその決定を行っていた事例を確認した。電子申請による申請の到達確認

を日々行うこととあわせて、決定までの進捗状況の確認を十分に行い、国分寺市情報公開条例に基づいた処理を徹底されたい。

(措置内容)

決定までの進捗状況の確認を行うため、課内共有の予定表に決定日及び公開日の記入を行っております。また、請求書の写しを保管する際も処理状況が確認できるように仕分け、情報公開条例に基づいた処理を徹底するよう改めました。

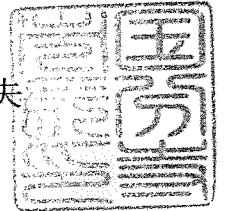


国政情収第 1146 号
令和元年 12 月 5 日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様
高 橋 良 子 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



平成 30 年度財政援助団体監査の結果に関する報告書の提出に
ついて (報告)

平成30年12月27日付け国監発第36号で提出された監査の結果に基づき、別
紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成 30 年度財政援助団体監査の結果に関する報告書

【一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会】

(地域共生推進課)

1 団体について

団体が管理しているいずみプラザの鍵において、その一部の鍵の用途が不明確なものがある状況などを確認した。団体で管理を行っている鍵については、それぞれの鍵の保有数、保管場所等を明確に把握したうえで適正に管理されたい。

(措置内容)

今回の御指摘を受けて、団体に対し施設の鍵の適切な管理を指示し、それぞれの鍵と施錠場所の把握及び安全な保管場所の確保について改善をいたしました。

2 共通（所管（地域共生推進課）、団体）について

実績報告書には補助金充当額が記載された収支報告書が添付されているが、補助金等交付申請書に添付されている収支予算書では補助金充当額の詳細が不明確であった。補助金等交付申請時において補助金充当に係る考えを明確に示すこと、かつ、その考えを確認することは必要であり、実績報告時に当初の予定と実績を対比するうえでも重要であると考え。よって補助金等交付申請時に補助金充当額を確認できる関係書類を添付するよう改善されたい。

(措置内容)

御指摘の点について団体に指示し、補助金交付申請時に充当額を確認できるように事務執行の改善を行いました。

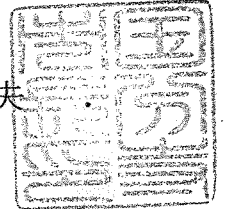


国政情収第 1630 号
令和元年 12 月 5 日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様
高 橋 良 子 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



平成 30 年度財政援助団体監査の結果に関する報告書の提出に
ついて(報告)

平成31年 3 月27日付け国監発第44号で提出された監査の結果に基づき、別
紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成 30 年度財政援助団体監査の結果に関する報告書

(スポーツ振興課)

1 事業収支決算報告について (所管課, 団体共通)

市費充当額を変更する事業計画変更届が年度途中に提出されていたにもかかわらず、事業収支決算報告にはその変更が反映されていなかった。今後は正確な決算報告となるよう注意されたい。

(措置内容)

収支決算は体育協会評議員会の議案事項となっていることから、議案として取りまとめる前に、所管課として確認することに改めました。

2 関係規程等の整備について (所管課, 団体共通)

会計経理に関する内規について、詳細が定められていなかった。また、契約、公印、備品及び臨時職員任用に関しては規程等が定められていなかった。健全な組織運営のために必要な規程等の整備を図られたい。

所管課においては、規程整備にあたり適切に指導されたい。

(措置内容)

体育協会理事会において、既存規程の修正の必要性を共有するとともに、新規整備が必要な規程の項目抽出を行い、検討協議するための専門委員会を設置しました。所管課としては、検討協議するための規程案を作成し、常任理事会に提出しました。